

水道料金や下水道使用料は、施設の維持管理や利用者サービスに使う、大切な財源です。料金の滞納が続くと、事業の運営に支障をきたすことにな

さらに、給水停止処分を執行しても、なお料金を納付しない場合は、給与や預金などを差し押さえます。

督促や催告をしても、料金を納付しない滞納者には、『給水停止処分』を執行します。給水停止処分は、滞納額の全額が納付されない限り、絶対に解除しません。給水停止処分により、いかなる損害が生じても、加東市は一切の責任を負いません。

上下水道利用者負担の公平性を確保するため、7月に続き、この12月にも滞納整理強化月間を実施します。期間中は、電話催告や訪問を昼夜に問わず実施し、滞納料金の回収と、納期限内納付の厳守や自主納付の指導を徹底します。

12月は上下水道料金の滞納整理強化月間
滞納はさせない！許さない！
集中訪問徴収で滞納整理を強化します！

ります。上下水道料金(使用料)は必ず納期限までに納めてください。

なお、失業や病気など、予期しない事情により、一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、早急にご相談ください。

やむを得ない事情であると市が認めた場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置をとる場合があります。

問い合わせ
 上下水道部管理課
 水道お客さまセンター
 (庁舎3階)
 ☎43・0539



給水停止執行の様子

上下水道料金の納付は確実に
 便利な口座振替をご利用
 ください。

督促・催告・訪問徴収・給水停止予告・給水停止執行の対応状況

	文書督促	文書催告	電話催告	訪問徴収	給水停止予告	給水停止執行
平成28年4月～9月	2,407件	163件	621件	401件	176件	126件
平成27年度	4,674件	596件	1,012件	975件	521件	212件
平成26年度	4,692件	715件	820件	648件	665件	282件

平成28年7月 上下水道料金
 滞納整理強化月間の成果 (7/31現在)

催告件数	354件 (現年度分と過年度分の合計)	
徴収金額	電話催告によるもの	2,379,276円
	訪問催告によるもの	355,884円

ストップ!! 滞納
12月は滞納整理強化月間です

加東市では、12月を『滞納整理強化月間』として、市税をはじめとした市の公共料金の自主納付促進と収納率向上のため、全庁一斉に徴収を徹底します。納付していない公共料金がないか、今一度、確認をお願いします。

問い合わせ 総務部財政課 (庁舎4階) ☎43-0413

**マイナンバーカード
 休日受け取り窓口のお知らせ**

開設日時 12月10日(土)・25日(日)
 8時30分から12時まで

開設場所 市民生活部市民課(庁舎1階)

◆カード受け取り時に必要なもの

1. 市民課からお送りしたハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)
 2. 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
 3. 本人確認書類
 (住民基本台帳カードをお持ちの方は、必ずご持参ください)
- ◎1点でよいもの 公的機関が発行した顔写真付きの証明書 運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど
- ◎2点必要なもの 公的機関が発行した、顔写真の付いていない書類 健康保険被保険者証・年金手帳・後期高齢者医療被保険者証など

問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390

事業主のみなさんへ

平成30年度から個人住民税・特別徴収を徹底します

兵庫県と県内すべての市町は、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。特別徴収を実施していない事業主のみなさんは、制度をご理解いただき、特別徴収を実施してください。

特別徴収とは、従業員の給与から個人住民税を天引きし、事業主が従業員に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。

- ◆この制度は、地方税法および各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)に義務づけられています。
- ◆特別徴収が不要なケースは、法令で定められており、事業主が特別徴収を『行う』か『行わない』かを定めることはできません。

■給与支払報告書は、平成29年1月31日(火)までに提出してください。

○今回の報告から、法人番号と個人番号(マイナンバー)の記入が必要になりました。

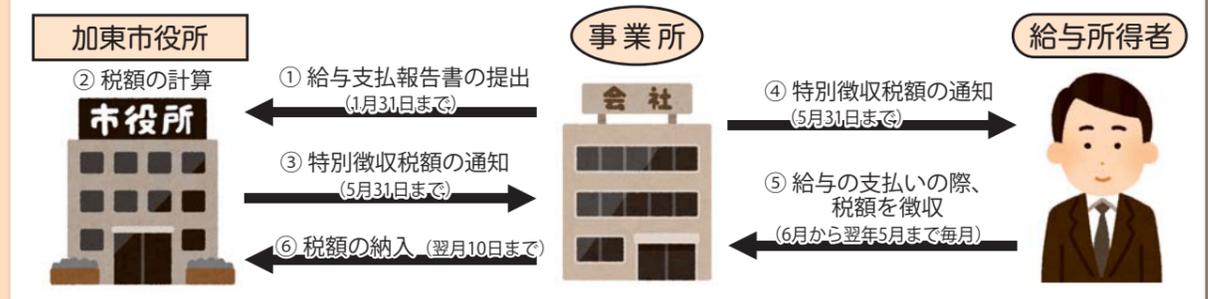


給与支払報告書は、平成28年中に給与を受け取った方全員分が必要です。正社員のほか、契約社員やパート・アルバイト従業員、同年中の退職者の分も揃えて提出してください。

問い合わせ

総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

特別徴収の方法による納税のしくみ



国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書を発行します

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、所得税や市・県民税を算定する際に、社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告では、平成28年1月1日から12月31日までの納付額を申告してください。

平成28年中の納付合計額の確認や、勤務先への提出のために、納付額確認書の発行を希望される方は、各納付額確認書の発行窓口までお問い合わせください。

ただし、公的年金からの特別徴収(天引き)で国民健康保険税等を納付している方は、公的年金等の源泉徴収票に特別徴収額が記載されるので、控除の重複を避けるため、納付額確認書の発行はできません。

◎確定申告時に添付する必要はありませんので、領収証書等で納付額を確認できる方は、確認できた金額で申告してください。

発行に必要なもの

- 来庁者の本人確認書類 (運転免許証、住民基本台帳カード等)
- 委任状(別世帯の方が申請される場合のみ)
- 納税者の個人番号を確認できるもの (国民健康保険税のみ：マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)

※本人確認書類については、左ページ右下部を参照
 発行窓口・問い合わせ

- 国民健康保険税納付額確認書が必要な場合
 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0397
- 介護保険料納付額確認書が必要な場合
 福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440
- 後期高齢者医療保険料納付額確認書が必要な場合
 市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501